手続き表

区分		
販売時（免税販売手続等）	販売時	●課税（**税込**）販売
	対象物品	●下限金額（5,000円以上）
		●免税対象物品に含まれないもの ①金及び白金の地金 ②**金貨**及び**白金貨** ③消費税が非課税とされる物品
		●免税店で購入できるのは「購入者が出国時に持参できる数量」に限られる
	対象者の確認書類	●短期滞在や外交・公用で在留する者は旅券を確認 （※TTPを利用し、特定登録者カードで入国される方は、旅券に上陸許可の証印が押印されませんが、特定登録者カード裏面に入国記録が記載されます。）
		●日本人一時帰国者（旅券に加え、次の書類のいずれか） **①個人番号カード（マイナンバーカード）** ②在留証明 ③戸籍の附票の写し ※いずれも本籍の記載は不要 ※マイナンバーカードには、カード代替電磁的記録（スマートフォンのマイナンバーカード）を含み、国外に転出した旨の記載があるものに限ります。
		●各種上陸許可書 ①**旅券及び**船舶観光上陸許可書 ②**旅券及び**乗員上陸許可書 ③**旅券及び**緊急上陸許可書 ④**旅券及び**遭難による上陸許可書 ※書類の有効期限の確認は引き続き必要（変更なし） ※船舶観光上陸許可により在留する者の旅券については、旅券の写しの提示を含みます。
	購入者への説明事項	●免税購入対象者への必要事項の説明 ①購入日から**90日以内**の出国時に旅券を提示し、税関の確認を受けた場合に消費税相当額が返金される旨 ②税関の確認を受ける際、税関の求めに応じて**免税対象物品を提示**する必要がある旨 ③税関の確認を受けた物品を速やかに国外に持ち出さない場合、**消費税分を徴収され、罰則の対象**となる旨 ※税関の確認は、受託手荷物として航空会社等に預けた後に受けることはできないため、**受託手荷物を預ける前に税関の確認を受ける**必要がある旨を説明することが重要です。
	購入記録情報	●購入記録情報を送信 ※情報を適切に送信しない場合、免税店の許可を取り消されることがあります。
		●**税抜単価100万円以上**の商品は「**商品情報詳細**」(シリアル番号等)を入力して送信
		●各種上陸許可書の旅券等の番号 ・**旅券番号**を設定
		●日本人一時帰国者の証明書類の設定内容 ・**証明書類の種類**及び**国外転出日**（又は国外定住日） ※証明書類として、現行の書類の他、個人番号カード（マイナンバーカード）でも良いこととされました。
	直送制度	●**消費税法第７条（輸出免税制度）**により免税の適用を受けるため、**免税販売手続や購入記録情報の提供は不要** ※別送の取扱いは令和７年３月31日をもって廃止済み
税関での確認後		●税関での**持出し確認の結果（税関確認情報）を取得し、これに基づき**、購入者へ**返金**
		●税関確認情報の保存により免税が成立するため、課税売上から免税売上への**振替処理**